

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用に当たっての類型 -

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号：「性質又は目的が競争入札に適しないもの」

類型	随意契約できる場合の定義
	<p>法令等の規定により相手方が特定されるもの 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法(第87条)に基づく仮免許事務(技能検定)を指定自動車教習所に委託 ・県営住宅の設置管理条例に基づく県営住宅管理業務を県住宅供給公社に委託
	<p>国、地方公共団体を相手方とするもの 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びわこ競艇場の場外発売業務を他府県の市町村に委託
	<p>県が相手方を選定できる余地のないもの(および に該当するものを除く)</p>
ア	<p>特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合(所有または管理者の指定する業者との委託業務が義務付けられている場合を含む) 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設管理者、跨線橋工事等における鉄道管理者との合意に基づき施工する場合の当該管理者との委託 ・賃貸建物に入居している場合、当該建物所有者(管理者)の契約業者への清掃等業務委託が義務付けられている場合 ・特定の土地、建物等の購入または借り上げ契約 ・特定の美術品、芸術作品等の購入、借り上げ、展示会の輸送・展示業務委託
イ	<p>特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内に営業を許可された者が1者に限定されている場合 ・受託者がソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していないため当該事業者以外が修正等(システム障害の対応等)を行うことができない電算システムの保守管理業務 ・過去に入札や企画提案方式等で選定し契約した者のノウハウと実績を活用しなければ前回調査との継続性や整合性を確保することが著しく困難になる契約 ・特定分野等に関して先導した調査研究実績を有する大学、研究機関等に調査研究を委託 ・庁舎の機械警備業務委託(業者を変更すると高額な機器設置および機器撤去経費が必要のため)
	<p>契約の相手方選定に当たって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成する方がより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等の企画、編集業務委託 ・施策の啓発キャンペーン事業委託
	<p>県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の入学試験問題の印刷先、県の職員採用試験の作成および採点業務の委託
	<p>県統一価格により契約する場合 〔契約例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表示登記事務および地図訂正業務委託等に関する契約」に基づき、県統一価格により(社)滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に表示登記業務や地図訂正業務を委託する場合